

ふるさとハローワーク推進事業

平成24年9月
職業安定局農山村雇用対策室(小宅栄作室長)

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標：労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること

施策目標：公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること（施策目標Ⅳ－1－1）

その他、以下の事業と関連がある。

—

2. 事業の内容

（1）実施主体

都道府県労働局、地方公共団体

（2）概要

地方公共団体（が独自の雇用対策を国と共同で実施することを要請する場合、国が職業紹介・職業相談を実施し、地方公共団体がセミナー、就業準備講習、面接会、事業所情報の提供等を実施する仕組みとして、「ふるさとハローワーク」をおく。

- ・都道府県連携型（平成21年度～平成23年度）

国と地方公共団体（都道府県、政令指定都市）がそれぞれの特性を活かし、一体となって就業支援を行うふるさとハローワーク（都道府県等連携型）を整備し、国と地方公共団体が共同でワンストップの就職支援を実施したもの。

（21年度3地域、22年度26地域、23年度25地域）

- ・市町村連携型（平成21年度～）

市町村庁舎等を活用してハローワークと市町村が共同で運営するふるさとハローワーク（市村連携型）を設置することにより、市町村独自の相談・情報提供業務と連携した職業相談・職業紹介等を行うもの。

（21年度125地域、22年度127地域、23年度128地域）

・緊急共同支援事業（平成21年度～平成22年度）

平成21年度に雇用失業情勢の特に厳しかった21道県において、緊急型のふるさとハローワークを設置し、国と地方公共団体が共同でワンストップの就職支援を実施したもの。

平成23年度には、通常の都道府県等連携型に統合した。

（3）目標

地方自治体が地域の実情に応じて行う雇用対策と、国が行う職業紹介とが連携して就職支援を実施することにより、地域住民の就職機会の増大を図る。

（4）予算

会計区分：労働保険特別会計雇用勘定

平成25年度予算概算要求額：838百万円

ふるさとハローワーク推進事業全体に係る予算の推移：

（単位：百万円）

21年度	22年度	23年度	24年度
2,514	2,558	2,070	879

※平成24年度に予算が減少しているのは、当該年度に都道府県等と連携して行う都道府県等連携型のふるさとハローワーク事業を廃止したためである。（平成24年度は一部経過措置が残っている。）

3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

（1）状況分析

現在、行政区画にとらわれない広域な労働移動への対応、職業紹介、雇用保険、雇用対策の一体的実施、雇用失業情勢の変化への対応等への必要性から、公共職業安定所による全国ネットワークでの無料職業紹介を行っている。一方で、産業構造や年齢構成においては地域ごとにそれぞれの特徴があり、雇用失業情勢にも地域差が生じている中、それぞれの地域の特性に応じた雇用対策の必要性も高まっている。

（2）問題点・問題分析

産業構造や年齢構成、雇用失業情勢には地域ごとにそれぞれの特徴、地域差があるため、国が行う全国斉一的な雇用対策に加え、地域ごとに必要な雇用対策を講ずることが必要であるが、国と都道府県等とが共同で雇用対策を実施する仕組みは確立されていないのが現状である。国が行う全国

齊一的な雇用対策に加え、都道府県等が行う雇用対策と国が行う職業紹介とを連携してワンストップで提供することにより、地域における雇用対策の効果を更にあげることが期待できる。

(3) 事業の必要性

このため、国と都道府県等が共同して地域の特性に応じた就職支援を実施する仕組みを構築することにより、地域の実情に応じたきめ細やかなサービスが提供され、求職者の就職の促進を図ることが可能となる。

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

○ 行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）

本事業は、地方公共団体が講ずる雇用対策に、全国ネットワークの国の職業紹介サービスを組み合わせ実施することにより、地域の実情を踏まえたきめ細やかな就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図ることを通じ、就職機会の拡大を図るものであることから、高い公益性を有し、行政の関与の下、実施する必要がある。

○ 国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）

本事業は、全国ネットワークによる職業紹介サービスを求人情報や職業紹介のノウハウを有する公共職業安定所（国）が提供し、それ以外の地域の実情に応じた雇用対策を都道府県等が提供する共同事業の形態である。

○ 民営化や外部委託の可否

本事業のうち「ふるさとハローワーク委託事業」については、地方公共団体が自ら講ずる行政施策（企業誘致等の産業施策、男女共同参画施策等）と連携を図りながら対策を講ずることも重要であるため、事業内容に応じ、当該地域において適切と判断される民間団体に、セミナー、講習、面接会等の事業を委託して実施することとしている。

○ 他の類似事業

「ジョブカフェ」が若年者を対象とした雇用対策であるのに対して、「ふるさとハローワーク」では、対象年齢の区切りを設けず、地域の特性に応じた対象者に応じて就職支援を行う。

(2) 有効性の評価

地域の特性に応じたワンストップの就職支援の実施により、よりきめ細やかな支援が可能となり求職者の就職が一層促進される。

(3) 効率性の評価

国と都道府県等の共同による地域の実情に応じた就職支援を行うため、既存の組織・ノウハウを活用した事業を実施することができ効率的である。

5. 事後評価実施時における現状・問題分析

(1) 現状分析

地域の雇用失業情勢の改善に資するため、地域の要望により、ふるさとハローワークを設置してきたところであるが、リーマンショック以降の不況に加え、東日本大震災の影響により、全国の雇用失業情勢は、依然として厳しい状況が続いており、また、地域の雇用情勢についても、雇用構造や年齢構成等、地域ごとの特性により地域間の差が生じている状況は今後も続くものと考えられる。

(2) 問題点

事業開始3年間で、自治体からの要望により、ふるさとハローワークを132所設置し、効果が出ているが、依然として地域の雇用情勢に差がある。

(3) 問題分析

地域の雇用失業情勢の改善のためには、地方公共団体（市町村）が地域に密着した雇用対策と国が行う職業紹介サービスとを連携して行うことが必要である。

(4) 事業の必要性

上記のことから、国と市町村が共同してふるさとハローワークを設置し、地域の特性に応じ就職支援を実施することにより、地域の実情に応じたきめ細やかなサービスが提供され、当該地域の求職者の就職促進が効率的に図られることから、引き続き、本事業は必要である。

6. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

職業相談員を配置

→職業紹介事業を実施

→求職者が就職

→雇用失業情勢の改善に寄与

②有効性の評価

ふるさとハローワークにおいては、着実に就職件数を増加させていることから、地域の雇用失業情勢の改善の取り組みが進んでいると評価できる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

国と地方公共団体（市町村）の組織・ノウハウを活用し、共同で事業を行うことにより、地域の実情に応じた就職支援を効率的に行うことができる。

また、ふるさとハローワークの設置については、市町村が地域の地理的状況を考慮して利便性のある場所を選び、その設置にかかるコストを負担していることから、当該事業については、費用対効果の観点からも効率がよいものとなっている。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 評価の総括（必要性の評価）

本事業は、地方公共団体（市町村）が講ずる雇用対策に、全国ネットワークの国の職業紹介サービスを組み合わせて実施することにより、地域の実情を踏まえたきめ細やかな就職支援サービスを提供し、求職者の就職促進を図るものである。このため、就職件数を成果目標としており、年々増加していることから有効な事業であるといえる。一方、依然として地域ごとに雇用情勢に差がみられるため、本事業は、引き続き実施することが必要である。

なお、都道府県連携型のふるさとハローワークについては、県の要望により子育て世帯、障害者などに重点をおいた支援を行っていた地域もあったが、これらの方々については、幅広い支援機関が連携の上、一体的に支援することが効果的であると考えられるところ、都道府県や関係機関との連携協力をより強化した新たな事業が設けられたことから、平成23年度末をもって廃止した。

7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成25年度予算概算要求では、国と市町村の連携による「ふるさとハローワーク」を2所増設する要求を行う。

8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	相談員一人あたりの就職件数 （都道府県等連携型）					
	上段（一般型）	—	—	73件	92件	201件
	下段（緊急型）	—	—	141件	177件	—（※）
達成率		—	—	—	—	—
2	相談員一人あたりの就職件数 （市町村連携型）	—	—	282件	296件	311件
	達成率	—	—	—	—	—
3	就職件数 （都道府県等連携型）					
	上段（一般型）	—	—	727件	1,831件	22,668件
	下段（緊急型）	—	—	14,824件	18,070件	—（※）
達成率		—	—	—	—	—
4	就職件数 （市町村連携型）	—	—	81,734件	89,583件	94,943件
	達成率	—	—	—	—	—
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>（指標の設定理由）：本事業は、地方公共団体が地域の实情に応じて行う雇用対策と、国が行う職業紹介とが連携して就職支援を実施し、地域住民の就職機会を図ることが目的であるため、「相談員一人あたりの就職件数」をアウトカム指標として設定した。</p> <p>（調査名）：ふるさとハローワーク（市町村連携型）別業務実施状況報告</p> <p>ふるさとハローワーク（都道府県等連携型）事業実施状況報告（四半期報）</p> <p>（※）平成23年度から都道府県連携型へ統合。</p>						
アウトプット指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
5	就職相談件数 （都道府県等連携型）					
	上段（一般型）	—	—	15,048人	30,203人	184,077人
	下段（緊急型）	—	—	149,111人	145,383人	—
達成率		—	—	—	—	—

6	就職相談件数 (市町村連携型)	—	—	1,313,243人	1,180,304人	1,066,231人
達成率		—	—	—	—	—
<p>【調査名・資料出所、備考等】</p> <p>(指標の設定理由)：本事業は、地方公共団体が地域の実情に応じて行う雇用対策と、国が行う職業紹介とが連携して就職支援を実施し、地域住民の就職機会を図ることが目的であるため、「就職相談件数」をアウトプット指標として設定した。</p> <p>(調査名)：ふるさとハローワーク(市町村連携型)別業務実施状況報告 ふるさとハローワーク(都道府県等連携型)事業実施状況報告(四半期報)</p>						

9. 特記事項

(1) 国会による決議等(総理答弁及び附帯決議等含む)の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし